

意見書

平成30年5月25日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課御中

〒103-0012

とうきょうとちゅうおうくにほんばしほりどめちょう
東京都中央区日本橋堀留町2-3-5
ぐらんどめぞんにほんばしほりどめ
グランドメゾン日本橋堀留101号
こうえきしゃだんほうじんぜんこくしょうひせいかつそうだんいんきょうかい
公益社団法人全国消費生活相談員協会
りじちょう ますだえつこ
理事長 増田悦子
電話：03-5614-0543
e-mail：JDX00404@zenso.or.jp

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当する章及び節とページ番号	意見
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案	<p>現状、MVNOと契約した直後にMNP転出を行ってMNOに乗り換えた契約者に多額のキャッシュバック等が行われていることから、MNP転出手数料を請求することと、手数料の上限が決められたことは賛成です。</p> <p>ただ、このようにMNP転入者に高額なキャッシュバック等を行う販売方法には問題があると考えます。すべての利用者にとって公平な販売となるよう考えて頂きたいと思います。</p>
平成 28 年総務省告示第 106 号（電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件）の一部を改正する告示案	<p>初期契約解除の対象役務にいわゆる MVNO 音声通話付サービスを加えることに賛成です。初期契約解除は、移動体通信においては、対象役務と対象でない役務の区別が複雑でわかりにくく、対象外になった理由も判然としません。MVNO の店舗では音声通話付サービスとデータ通信専用サービスの両方が取り扱われており、音声通話付きサービスだけが適用除外となる合理的な理由は見当たりません。初期契約解除が、できるだけ多くの役務に適用されるのが望ましいと考えます。</p> <p>今回、初期契約解除の対象役務となることで、事業者が確認措置を申請する可能性もあります。法令遵守違反と電波状態が不良という具体的な問題があった場合に関連契約を含めて解除に応じていただける確認措置を採用される事業者が増えることを期待しています。通信サービスは実際に自宅などで使ってみなければ品質がわかりません。万一の場合には解除ができるなら、安心して契約をすることができます。</p>
平成 28 年総務省告示第 153 号（電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 9 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき告示する件）の一部を改正する告示案	<p>工事を利用者からの申出により休日等に行う場合の加算金額に、「通常契約の場合に限る」と追加したことについては、何をもって「通常契約」とするのかわかりにくいです。</p> <p>事務手数料が三千円より低い場合は三千円ではなく、その額と明記したことについては賛成です。一律三千円が請求可能であるという誤解が解消すると思います。</p>